

## 8月定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月17日（木）午前10時～10時32分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室  
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一  
職務代理 上田 直樹  
委員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、縄田 加奈江、  
正司 浩幸、磯部 恵子、村田 信男、河村 守浩、  
関谷 利彦、原野 英雄、富永 茂巳、野村 文雄、  
阿部 利男、岡田 保子、壹岐 浩二、大草 知子  
・・・（18人）
4. 欠席委員 （0人）
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について  
議案第3号 非農地証明について  
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の審査について  
議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の審査について  
議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に対する意見について  
議案第7号 農地利用最適化推進施策の改善に関する意見について

6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、高瀬係長

議長： 定刻となりましたので、8月の定例総会を開会します。  
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。  
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は18人です。  
なお、議案第1号23番、24番及び議案第2号83番につきましては、審議要件が整っていないため、今回の審議からは除外し改めて上程します。従って、本日の議事は議案第1号から第7号までの付議事項20件です。  
本日の議事日程ですが、議案第6号について宇部市農業振興課から担当者の出席があることから、最初に議案第6号から審議をお願いします。  
以上で報告を終わります。

議長： 本日の委員18人中18人出席ですので、総会は成立しています。  
本日の議事録署名委員については私から指名します。厚東地区の関谷委員、旧市地区の内山委員をお願いします。  
なお、書記については、事務局職員に対応させます。  
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

（質問、意見なし）

議 長： それでは、これより議事に入ります。  
ただ今、事務局から報告がありましたとおり、議案第6号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に対する意見について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は別紙です。  
本件について事前質問はありませんでした。内容については、議案書に記載のとおりです。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、宇部市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を改正するものです。  
補足の説明は宇部市農業振興課にお願いしたいと思います。

議 長： それでは、補足の説明等発言を許可しますので、農業振興課からお願いします。  
初めに職名と氏名を述べてから説明をお願いします。

農業振興課： 宇部市農業振興課の國政です。  
地区協議会での説明と重複する箇所もあると思いますが、改めて説明します。  
令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、「宇部市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を令和5年9月末までに改正する必要があります。  
お配りしている農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（原案）は、県の改正案を参考に作成し、その後、宇部市地域担い手育成総合支援協議会にて内容の調整を行った上で、皆さんにお示ししています。  
主な改正内容は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の一部改正について」に記載されているとおりですが、基本的には県から改正の必要があるとされた箇所を修正しています。  
変更の大きな区分としては、①農業を担う者の確保育成に関する追加・変更、②法律の改正部分である農地の権利移動の手続が変わることに関する追加・変更、③人・農地プランから地域計画へ移行することに関する追加・変更の3つの部分に分けられます。それ以外に文言の修正もおこなっています。  
詳しくは、資料末尾の新旧対照表をご覧ください。

議 長： 本件について、質問や意見等ありますか。  
この基本構想に記載されている栽培形態は儲かるのですか。

農業振興課： 営農類型についての御指摘かと思います。営農類型については時間の関係上で手を加えていない状況であり、少し古い資料になっています。  
改めて令和7年4月に改正を予定していますので、その際に具体的に手を加えて改定を行うことになると思います。

議 長： 委員には稲作が主体の経営者が多いのですが、稲作の損益分岐点は何ヘクタールくらいを考えておられますか。

農業振興課： 申し訳ございません。今回の改正に関しましては、時間の関係上そういったところまで詰めることができず改正を行っていないのが現状です。

議 長： 新規就農者と話す時に、だいたい損益分岐点は何ヘクタールかが分かると思います。  
稲作の分岐点は、昔は2.5ヘクタールくらいと言われていましたが、今は5ヘクタールくらいと言われています。農業委員が活動するに当たり、単位作物の損益分岐点は何ヘクタールによって示していただきますと私たちも動きやすいです。

農業振興課： 御意見ありがとうございます。検討させていただきます。

大草委員： 私は、新規就農者が本市に移住して農業をされる事にすごく興味があります。こういう方が、JAに相談に行く、農業委員に聞きに行くというようなケースはあると思いますが、市のホームページで「宇部市」「新規就農」「ここに相談」とキーワードを入力して検索したら、市役所の関連サイトにアクセスできて、先ずどうすればよいか分かるチャートがあれば非常に役立つと思いますが、現在、実際にあるのですか。

農業振興課： 私の記憶ですが、そういったものは今のところ用意できていない状況です。ただ、ネットではなく関係機関においては、新規就農希望者の方がどこの部署に来ていただいても、先ずは宇部市農業振興課に相談いただくようにお声がけをいただいて、そこから、関連機関が集まって面談をさせていただきながら進めて行くという準備はさせていただいています。

大草委員： 最近の若者たちはインターネットでキーワードを入れて、そういう所で探していきますので、可及的速やかにそちらの整理もしていただけたらと思います。

農業振興課： 御意見ありがとうございます。検討させていただきます。

議長： 私もインターネットの活用が必要だと思っています。この頃新規就農者と接触した場合、やっぱりインターネットをうまく活用されている方が多いようです。この前も山口市で行われた新規就農ガイダンスで新規就農者と接触した時も、インターネットで「宇部市」の農業を検索されていました。また、どこに相談に行けばよいか分からないと言う方が結構いらっしゃいます。農業振興課へ案内するにはしていますが。それと、やっぱり最終的には「収益」だと思います。収益が出ないと継続は難しいと思います。営農スケジュールでは3年で収支をトントンにするような計画を立てられていることが多いようですが、3年ではなかなか難しいのではないかと思います。5年くらいはかかるように思います。では採決に入ります。議案第6号の基本構想の改正案について意見なしとして承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第6号の基本構想の改正案については、当委員会としては意見なしとします。農業振興課の國政さん、ありがとうございました。終わりますので退室をお願いします。

(農業振興課退出 10 : 16)

議長： 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの旧市地区の議案22番について説明します。本件について事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長： 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか。

内山委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、22番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は7ページの東岐波地区の議案25番について説明します。  
本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 東岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区よろしいですか

正司委員： はい。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、25番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は9ページの楠地区の議案26番について説明します。  
本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 楠地区よろしいですか

壹岐委員： はい。

議 長： 採決に入ります。楠地区の1件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、26番は許可します。  
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は11ページの旧市地区の議案、78番について説明します。なお、79番は取下げによる欠番です。

本件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしています。

議長： 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 旧市地区よろしいですか

内山委員： はい。

議長： 採決に入ります。旧市地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、78番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は13ページから18ページまでの厚南地区の議案80番から82番までの3件です。

3件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議長： 厚南地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 厚南地区よろしいですか

河崎委員： はい。

議長： 採決に入ります。厚南地区の3件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、80番から82番までは許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は21ページの東岐波地区の議案84番について説明します。

本件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議長： 東岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 東岐波地区よろしいですか

正司委員： 問題ありません。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、84番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は23ページの厚東地区の議案85番について説明します。  
本件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 厚東地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚東地区よろしいですか

河村委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。厚東地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、85番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は25ページの小野地区の議案86番について説明します。  
本件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしています。

議 長： 小野地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 小野地区よろしいですか

野村委員： はい。

議 長： 採決に入ります。小野地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、86番は許可します。  
次に、議案第3号、非農地証明申請について一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は27ページから38ページの議案37番から42番までの6件です。

いずれの議案も事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。  
次に、議案第4号農用地利用集積計画(案)の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は39ページから52ページまでです。  
本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借による利用権の設定及び農地の売買による所有権の移転の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

なお、所有権移転の事案については、土地を取得する者が法人であることから、当該法人が農地所有適格法人の要件を満たすことを確認する書類を51ページ、52ページに添付しています。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。  
厚南、厚東、二俣瀬、船木、万倉の委員さん、よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。  
本件について原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり決定します。  
次に、議案第5号農用地利用集積等促進計画(案)の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は53ページ、54ページです。  
該当農地の貸付先への配分について意見を求められています。これは、議案第4号にて中間管理機構であるやまぐち農林振興公社に管理権が設定されており、中間管理機構が管理権を有する農地について、権利設定を行う場合は農業委員会の意見を聞くこととされていることに伴うものです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 二俣瀬地区よろしいですか

原野委員： はい。問題ありません。

議 長： 分かりました。それでは採決します。  
本件について意見なしとして回答することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。  
次に、議案第7号農地利用最適化推進施策の改善に関する意見について上程します。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案書は、55ページです。  
6月にいただきました意見を、県への要望としてまとめたものです。県全体で取りまとめた後、10月に県知事へ提出される予定です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは採決します。  
議 長： 本件について、原案どおりに決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。  
付議事項は終わりました。事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から、次回日程及び配布書類の処分方法について連絡)

議 長： すべての議事が終わりました。  
これを持ちまして、8月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:32)